

## 新たな手口による詐欺的商法への対応策について

平成 22 年 3 月 19 日  
悪徳商法関係省庁連絡会議  
新たな手口による詐欺的  
商法に関する対策チーム

## I はじめに

貴金属や未公開株の取引等を利用した多様化・高度化した手口による詐欺的商法による新たな消費者被害の事案が相次いで見られる。

これら詐欺的商法への対応策を検討するため、消費者庁では、悪徳商法関係省庁連絡会議の中に、関係省庁等の課長クラスから構成される対策チーム（「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」）を設置した。

同対策チームでは、2回の全体会合を開催し、併せて、業界団体等や専門家等との意見交換などを実施しながら、消費者被害の発生・拡大の防止を図るための対策を検討し、緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめた。今後、関係者が協力して、当該対応策の推進にあたることとする。

## II 具体的な対策

## 1 未公開株等の取引を利用した詐欺的商法

## (1) 情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築

## ア P I O - N E T の活用による被害情報の速やかな共有

平成 22 年度から、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）が刷新される。これにより、入力処理の早期化や高速検索、早期閲覧機能（※）など、情報共有の迅速化に資する新たな機能が実現する。これらの機能を活用し、寄せられた被害情報の関係者間での迅速・円滑な共有を図ることとする。

※ 消費生活センターが P I O - N E T への早期入力（被害相談から数日以内）を行うことで、関係省庁等が当該情報を早期に閲覧することを可能とする仕組み。

【平成 22 年 4 月から平成 22 年第二四半期にかけて順次】

また、早期閲覧機能の運用開始前の時期にあっても、未公開株等に係る被害

情報については、特に重要な基本情報（事業者名、銘柄名、事業者の住所、事業者の電話番号、振込先口座、件名（相談内容の要約））について、優先的に早期（被害相談から数日以内）の情報入力を行うよう、消費者庁及び国民生活センターから消費生活センターに要請し、速やかな情報共有を実現する。

【平成22年4月から】

#### イ 被害情報の蓄積と個別事業者の詳細の情報提供

国民生活センターにおいては、P I O-N E Tで共有される被害情報を蓄積し、個別事業者の名寄せ情報（実在性や金融商品取引法上の登録の有無に係る情報を含む。）を取りまとめ、月1～2回程度に、関係省庁に情報提供する。

なお、「ウ」に掲げる日本証券業協会から提供される情報も情報蓄積の対象とする。

【平成22年4月から】

#### ウ 日本証券業協会との連携

日本証券業協会の「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」などにおける取組と積極的に連携する。

その一環として、同協会が4月から開設する未公開株通報専用コールセンターへ寄せられる被害情報（事業者名を含む。）について、行政、国民生活センターも同協会から提供を受け、情報共有を図ることとする。

【平成22年4月から】

#### エ 関係省庁による取締り等の強化

関係省庁では、「ア」から「ウ」の情報を活用し、悪質な事業者への取締り（無登録に係る警告等、犯罪に該当する事案の捜査等）を強化する。

金融庁においては、詐欺的商法を行う業者の多くが、金融商品取引法の規定に違反し内閣総理大臣の登録を受けることなく活動を行っている実態を踏まえ、無登録業者に関する更なる実態把握に努め、これらに対する警告や警察当局との連携等を積極的に実施する。

警察当局においては、提供された情報を活用しつつ、振り込め詐欺に該当する事案や無登録業者につき積極的な先制的抑止措置（電話警告、口座凍結等犯行ツールの無力化措置、集中的な注意喚起等の予防活動等）を行うほか、金融庁とも連携しつつ悪質な事業者に係る犯罪の捜査を推進する。

【平成22年4月から】

#### オ P I O-N E T情報の取扱ルール及び端末設置箇所の見直し

国民生活センターでは、より迅速かつ円滑な情報共有を実現するため、消費者庁におけるP I O-N E T端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関

にこれを追加配備する。

【平成22年4月以降可能な限り早期】

## (2) 注意喚起、普及啓発の強化

### ア 注意喚起の徹底

消費者庁及び国民生活センターでは、蓄積された情報の分析結果を基に、新たな手口についての迅速な公表など、消費者への適切な注意喚起を行う。

特に、被害の拡大を防止するため必要と考えられる場合には、事業者名の公表も実施する。

### イ 各省庁の連携・協力による普及啓発

各省庁において、相互に連携・協力しつつ、消費者への普及啓発に積極的に取り組む。

この一環として、金融庁、消費者庁、警察庁の連名でリーフレットを作成し、地方公共団体や消費者団体、業界団体等に配布し、消費者への注意喚起を要請する。

### ウ 日本証券業協会が行う啓発活動への支援・協力

日本証券業協会が実施する未然防止のための啓発活動について、積極的に支援・協力する。

この一環として、消費者庁、警察庁、金融庁との連名で同協会が作成するポスターについて、各省庁から関係の団体に掲示を要請するなどの支援・協力をを行う。

### エ 消費者団体等との連携・協力による草の根での啓発活動の強化

国民生活センターでは、関係省庁等から提供される情報も活用しつつ、メールマガジン「見守り情報」等により、被害者となりやすい高齢者や、高齢者をサポートする立場にあるヘルパー、民生委員等への注意喚起を強化する。

また、消費者庁では、福祉関係団体や消費者団体等で構成される「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」の参加団体等に対し、高齢者・障害者に対する更なる注意喚起を要請する。

## (3) 被害の抑止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備のあり方の検討

被害の抑止・回復の迅速化等をさらに実効あるものとするため、関連する制度の運用・整備のあり方について、フィージビリティの検討を継続的に実施する。

## 2 貴金属の取引を利用した詐欺的商法

貴金属の取引を利用した詐欺的商法については、業界団体において、厳格な本人確認の徹底等被害防止に向けた対策が講じられているところである。

消費者庁及び経済産業省では、これらの取組について引き続き状況を注視する。

### Ⅲ 今後の取組

消費者庁では、これらの対応策の進捗状況のフォローアップの実施を行うとともに、今後も必要に応じ本検討チームによる会合を開催し、追加的な対応策の要否に係る検討等を行うものとする。

## 「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」について

### 1 趣旨

貴金属や未公開株の取引等を利用した多様化・高度化した手口による詐欺的商法による新たな消費者被害の事案が相次いで見られる。

このため、悪徳商法関係省庁連絡会議の中に、関係省庁等の課長クラスから構成される対策チーム（「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」）を設置し、消費者被害の発生・拡大の防止を図るための対策を検討する。

### 2 構成メンバー

消費者庁〔政策調整課、消費者情報課〕

警察庁〔生活安全局生活経済対策管理官、刑事局捜査第二課〕

金融庁〔総務企画局政策課〕

経済産業省〔商務情報政策局消費経済政策課〕

消費者委員会事務局（オブザーバー）

独立行政法人国民生活センター（オブザーバー）

東京都（オブザーバー）

### 3 検討課題

#### ① これまでの手口などの実態の調査・分析

- ・ PIO-NET や情報ダイヤルに寄せられている消費者相談や被害事例の特徴や傾向の分析・整理
- ・ 警察庁や東京都で把握している実態などの把握・共有

#### ② 現行制度との関係での課題の抽出

- ・ 関係事業者による「内部統制」「取引先（本人）確認」などの対策の状況の把握（日本証券業協会、社団法人日本金地金流通協会 等）

#### ③ 問題解決や回避に資する方策のあり方の検討と実施

- ・ 新たな手口に関する情報収集の強化
- ・ 高齢者などを中心とする消費者に対する注意喚起
- ・ 関係事業者の更なる取組み
- ・ 取締りの強化などの取組み
- ・ 制度面での対応のあり方

平成22年4月28日改定

平成22年3月19日

金融庁

## 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

未公開株取引に関し、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が増加しています。これらは、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、中には金融庁などの行政機関等を名乗る事例も見られています。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関しても、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者(登録業者)による問題事例も発生しています。

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、

- 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や、警察当局との連携

等の対応に取り組んでおりますが、最近の状況を踏まえ、さらに、以下のような取組みを進めてまいります。

### 1. 被害の未然防止に向けた取組み

- 消費者庁・警察庁との連名により、リーフレット(『その「もうけ話」、大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください！』)の作成・配付。
- 日本証券業協会において、消費者庁・警察庁・金融庁との連名により作成したポスター(『こんな「未公開株勧誘」にご用心！』)の配付等に協力。

### 2. 被害の拡大防止に向けた取組み

- 【平成22年4月28日追加】無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出等の事実について、平成22年4月28日からウェブサイトでの公表を開始(無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について)。
- 【平成22年4月28日追加】無届募集等に関する留意事項として、少人数向け勧誘に該当するかどうかは、有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に判断すること等を明記した「企業内容等開示ガイドライン」の改正案を平成22年4月9日に公表(パブリック・コメント実施中)。
- 平成22年3月9日に国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対

する裁判所の差止命令への違反に係る両罰規定を整備。

- 平成22年3月19日に警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」への参画など、警察当局との連携の強化。

### 3. 被害の回復に向けた取組み

- 平成22年3月9日に国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。
- 金融機関等に対し、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請。

(参考リンク) 未公開株購入の勧誘にご注意!

いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!

偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為にご注意ください!

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局証券課(企業内容等開示ガイドラインに係る部分を除く)  
(内線3351、3636)  
総務企画局企業開示課(企業内容等開示ガイドラインについて)  
(内線3660、3804)

『その「もうけ話」、大丈夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください!』  
(PDF: 794K)

『こんな「未公開株勧誘」にご用心!』 (日本証券業協会ウェブサイト)

『無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について』

『企業内容等の開示に関する留意事項について』(企業内容等開示ガイドライン)  
の一部改正案の公表について(平成22年4月9日)

『金融商品取引法等の一部を改正する法律案』

-  裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備(PDF: 161K)
-  金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備(PDF: 150K)

平成22年10月29日  
金 融 庁

## 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について

金融庁では、本年6月4日に、これまでの開示行政の運用の明確化等を目的とした「企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン)」の改正を行い、無届募集等を行っていることが判明した場合であって、投資者保護上必要と認められる場合等には、かかる行為を直ちに止めようとするよう文書による警告を行うとしたところです。

今般、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社(旧社名:アフリカトラスト株式会社)が発行する社債の勧誘状況について調査したところ、無届けで募集を行っていると認められたことから、本日付けで、関東財務局から当社に対して警告書を発出するとともに、投資者保護の観点から、その旨を公表することとしました。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企業開示課開示業務室(内線2769)

別紙1 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について  
別紙2  「企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン)」(抜粋)  
(PDF:132K)

平成22年10月29日

消費者庁

## ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する 社債を巡る消費者事故等に係る情報提供及び注意喚起

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社（本店：東京都港区西新橋三丁目23番11号御成門小田急ビル9階、代表取締役：豊福勝、旧社名：アフリカントラスト株式会社、アフリカパートナー株式会社）が発行する社債を巡って、消費者庁では、消費者事故等（不適切な勧誘行為や債務の不履行等）の発生に関する情報を得ているところです。

消費者庁は、消費者安全法第22条第1項の規定に基づき、同社に対し、社債の発行に係る消費者への対応や契約の履行状況等に関して報告を求めました。その結果等を踏まえ、これ以上の消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、本日、同法第15条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、都道府県及び市町村に情報提供するとともに、消費者の皆様にご注意喚起を行いました。

### （注意喚起の要旨）

- 同社の社債の勧誘を受けても、その場で判断せず、お近くの消費生活センターに相談してください。
- 断っても執ように勧誘された場合はすぐに相談しましょう。
- 「別の業者」の勧誘や「行政機関の職員」等を名乗る者による情報提供についても十分な注意が必要です。
- 既に社債の購入をした方で、社債の解約や利払い債務の履行等を求めたい方は、お近くの消費生活センターや、弁護士など法律の専門家に相談してください。

なお、本日、金融庁からも同社に対し、金融商品取引法に係る「企業内容等開示ガイドライン」に基づく警告書が発出されています。

金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/>

### 問い合わせ先

・消費者庁政策調整課 岡本

電話：03-3507-9187

## ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する 社債を巡る消費者事故等について

平成22年10月29日

消費者庁

### 1. 経緯

ワールド・リソースコミュニケーション株式会社（本店：東京都港区西新橋三丁目23番11号御成門小田急ビル9階、代表取締役：豊福勝）（以下「W社」といいます。）並びにその前身であるアフリカントラスト株式会社（以下「AT社」といいます。）及びアフリカパートナー株式会社（以下「AP社」といいます。）が発行する社債については、平成21年頃から、「元本保証と説明され、社債を購入してしまったが解約してもらえない」、「見知らぬ業者から高値で買い取ると言われ社債を購入してしまったが解約したい」などの相談や、「合併により解散した旧社名義の社債を発行している」といった情報が独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」といいます。）や各地の消費生活センターに多数寄せられました。

このような状況を受け、平成22年3月、消費者庁において未公開株・社債の勧誘に関する注意喚起を行ったところです。

しかし、その後も、AT社、AP社及び両社の事業を継承したW社に関する相談は寄せられており、国民生活センターのPI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）では、平成22年9月末現在、相談件数が合計985件、社債に対して支払われた金額は37億円以上となっています。W社の社債を巡っては、「2.」に掲げるような様々な問題点が確認されているところであり、消費者庁においても消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」といいます。）第2条第5項第3号に規定する消費者事故等の発生に関する情報を得ているところです。

そこで法第22条第1項の規定に基づきW社に対し報告を求め、その結果等を踏まえ検討したところ、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生の防止を図る必要があると認めたことから、法第15条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に情報提供するとともに、これを公表し、消費者の注意を喚起することとしたものです。

### 2. W社の社債に係る問題点

#### 1) 消費者への不適切な説明

消費者庁には、W社が社債の契約やその解除に当たり、消費者に対し次のような説明を行った事例の情報が提供されています。

- ・ 「元本は保証する」「価格が〇倍になる」など、本来将来における変動が不確実な価額について断定的判断を提供するような勧誘方法に係る事例
- ・ 「追加の社債購入を断るとこれまでに購入しているものに対しても今後金利が出せない」など、契約の締結に関して消費者を威迫して困惑させる行為に該当すると考えられる事例
- ・ 解約を希望する消費者に対し、「自己破産をしないと解約できない」「(解約料を払っても解約したいと言ったが)解約の正当事由に当たらない」といった契約の解除に関して消費者を欺く行為に該当すると考えられる事例

## 2) 債務の不履行

既に社債を購入した顧客に対し、毎月末とされている社債の利払いが期限までに履行されず、その理由も説明されない事例が確認されています。

また、国民生活センターのあっせんや弁護士による和解の交渉を経て、当事者間で契約解除・返金の合意が行われたにもかかわらず、返金の履行が滞り、その理由も説明されない事例が確認されています。

## 3) 金融商品取引法違反のおそれがある行為

なお、金融商品取引法では、社債等の有価証券の発行にあたり、投資者（消費者）の投資判断に必要な情報を開示させるため、発行する者に対し、有価証券報告書の届出義務等が課せられています。ただし、勧誘の相手が50名未満である場合（少人数私募）の場合は、上記義務が課せられません。

しかし、W社では、49口を一区切りとして利率を僅かに変える形で社債を複数発行するなど、実質的に同一と考えられる社債を、自社の財務状況や経営方針等について十分な情報開示をすることなく、不特定多数の者に勧誘・発行しているおそれがあります。

この点について、金融庁からW社に対して警告書が発出されています。

## 3. 消費者へのアドバイス

W社の社債を巡っては、上記のとおり多くの点でトラブルが生じています。

勧誘を受けても、その場で判断せず、お近くの消費生活センターに相談してください。断っても執ように勧誘された場合は、すぐに相談しましょう。

また、別の業者を名乗る者から、「W社の社債を高値で買い取る」といった勧誘を受けた事例や、行政機関の職員等を名乗る者から、「W社は信頼できる業者だから大丈夫」といった情報提供を受け、さらなるトラブルが生じている相談事例も寄せられています。これらの「別の業者」や「行政機関の職員」等を名乗る者による勧誘・情報提供についても十分な注意が必要です。

既に社債の購入をした方で、社債の解約や利払い債務の履行等を求めたい方は、お近くの消費生活センターに相談してください。ただし、上記のように、法律上の和解に至っても必ずしも履行されていない事例が確認されているなど、実際には、W社に関する個別のトラブルの解決は必ずしも容易でない状況と推察されます。

消費生活センターや国民生活センターでも、W社に対してトラブルに真摯に対応するよう求めるなど最大限の対応をしているところですが、さらに踏み込んだ司法上の解決を求める方は、弁護士など法律の専門家に相談してください。（なお、日本司法支援センター（法テラス）において、一般的な法制度や手続についてのアドバイスや、法律相談を受けられる窓口の案内が受けられます。電話番号：0570-078374、受付時間：平日の9:00～21:00、土曜日の9:00～17:00）

(以 上)



お知らせ	証券監視委について	証券監視委の取組み	金融商品取引業者等の検査について	情報受付	採用情報
------	-----------	-----------	------------------	------	------

[ホーム](#) > [証券監視委の取組み](#) > [報道発表関係](#) >

平成22年11月18日  
証券取引等監視委員会

## 株式会社大経及びその役員に対する金融商品取引法第192条第1項に基づく裁判所への申立てについて

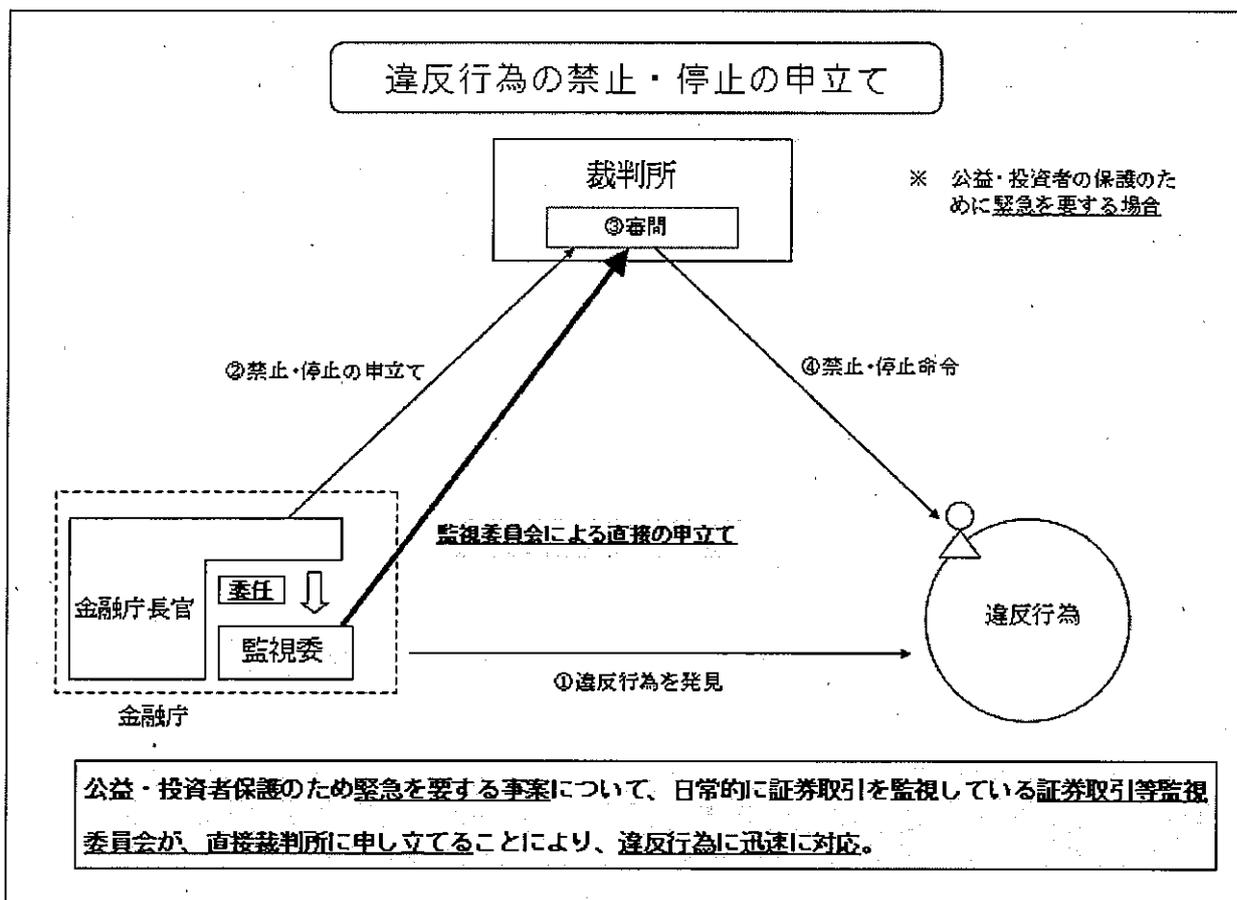
### 1. 申立ての内容等

証券取引等監視委員会が、株式会社大経（東京都中央区、代表取締役社長 小林正義、資本金1,000万円、役職員6名、金融商品取引業の登録等はない。以下「当社」という。）に対して金融商品取引法第187条に基づく調査を行った結果、下記2.の事実が認められたことから、平成22年11月17日、金融商品取引法第192条第1項の規定に基づき、東京地方裁判所に対し、当社並びに当社の代表取締役小林正義及び取締役大澤彰を相手方として金融商品取引法違反行為（無登録で、株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう申立てを行った。

### 2. 事実関係

当社は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、株式会社生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、株式会社応微研、株式会社ピーシーエス、株式会社ディー・ジー・コミュニケーションズ及び株式会社イー・マーケティングの株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。

このような当社の行為は、金融商品取引法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員である小林正義及び大澤彰は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。



### 金融商品取引法（抄）

#### （審問等に関する調査のための処分）

第百八十七条 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第百九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

#### （裁判所の禁止又は停止命令）

第百九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。
- 3 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。
- 4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の定めるところによる。

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～七（略）

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又

は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～二 (略)

三 第九十八條第八号又は第九十八條の三から第九十八條の五まで 三億円以下の罰金刑

四～六 (略)

(以下、略)

[ページの先頭へ](#)

サイトマップ | 著作権・リンク等について | 個人情報保護について | 免責事項  
証券取引等監視委員会 / Securities and Exchange Surveillance Commission  
〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館  
電話番号: 03-3506-6000

Copyright(C)2010 証券取引等監視委員会 All Rights Reserved